

交通工学研究会認定TOP及び
交通工学研究会認定TOE
登 録 規 則

(目的)

第1条 「道路交通技術資格認定制度施行規程」(以下「規程」という。)第3章に基づき、交通工学研究会認定TOP及び交通工学研究会認定TOE(以下「TOP・TOE」という。)の登録について、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 TOP・TOEとなる資格を有する者が「TOP・TOE」と称するには、規程第8条第1項に定めるところにより、登録を申請して、一般社団法人交通工学研究会(以下「研究会」という。)に備える「TOP・TOE登録簿」(以下「登録簿」という。)に登録されなければならない。

(初度登録の要件)

第3条 TOP・TOEの試験に合格した者でTOP・TOEの初度登録を受けようとする者の審査を行うときの規程第9条第1項に定める基準は次のとおりとする。

(1) TOP・TOE資格試験に合格以降最初の4月1日から4年以内の者であること。

(2) 登録前2年の間に、TOP・TOEとしてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者であること。

①虚偽又は不正の事実に基づいてTOP・TOE資格試験を受験し、あるいは登録を受けた行為。

②TOP・TOEの信用を傷つける行為、又はTOP・TOEとして不名誉な行為。

(3) 以下に掲げる事項に該当しない者であること。

① 第14条第1項第1号の規定によりTOP・TOEの登録が抹消され、その抹消の日から2年を経過していない者。

(4) TOEについては、以下に掲げる事項を満たすこと。

①TOP資格に登録していること。

②48箇月以上の道路交通技術分野の実務経験を有すること。

2. TOP資格を有するものがTOE資格試験に合格してTOE資格に登録した場合には、TOP資格は自動的にTOE資格に移行したものとみなされる。すなわち同時に2つの資格に登録することはできない。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、研究会会長(以下「会長」という。)に、次に掲げる事項を記載した「TOP・TOE新規登録申請書」を提出しなければならない。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 現住所

(3) TOP・TOE資格試験の合格年月日及び合格証番号または受験番号

2. 第1項の登録申請書には、住民票の抄本または外国人登録証明書を添付しなければならない。

(登録についての審査)

第5条 第3条の規定により登録できない者並びに登録を抹消するものについては、資格委員会において審査を行い、会長に報告するものとする。

(登録の実施)

第6条 会長は、第4条の規定による登録の申請があった場合は、第3条に定める基準を満たす者について、遅滞なく登録簿に登録するものとする。

2. 会長は、第4条の規定による登録申請者のうち、登録を行わない者については、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合、登録手数料から必要経費を除いた額を申請者に返還するものとする。

(登録簿に記載する事項)

第7条 第6条第1項に定める登録簿には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所
- (3) TOP・TOE資格試験の合格年月日及び合格証番号または受験番号
- (4) TOP・TOE登録番号及び登録年月日
- (5) TOP・TOE登録の有効期間

(登録証の交付)

第8条 第6条第1項により登録を行った者に対し、会長は、次の事項を記載した登録証を交付するものとする。

- (1) 氏名及び生年月日
 - (2) 登録の年月日及び登録番号
 - (3) 合格した試験の名称
 - (4) 有効期限
2. 登録証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく「登録証再交付・登録証明申請書」に再交付手数料を添えて、会長に再交付の申請を行わなければならない。

(登録の有効期間)

第9条 初度登録の有効期間については、試験合格以降最初の4月1日以降の登録が認められた日を有効期間開始日とし、同開始日から4年を超えない最後の3月31日を有効期間満了日とする。

2. 第11条第2項により登録の更新の申込を行った者の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日の4月1日を有効期間開始日、その4年後の3月31日を有効期間満了日とする。
3. 第11条第3項により登録の更新の申込を行った者の登録の有効期間は、登録が認められた日を有効期間開始日、同開始日から4年を超えない最後の3月31日を有効期間満了日とする。
4. 登録証の表記によらず、当制度発足当初からの登録者の登録の有効期間についても、本規定を適用する。

(継続研鑽)

第10条 登録を受けた者は、TOP・TOE有資格者が有すべき能力の維持向上を図るために、自ら継続研鑽に努めなければならない。

2. 登録を受けた者は、自ら行った継続研鑽の態様に応じて、別に定める継続研鑽単位を取得することができる。

3. 登録を受けた者が登録を更新するには、所定の継続研鑽単位を取得していなければならない。更新に必要とされる継続研鑽単位の条件については別に定める。

(登録の更新の申込み)

- 第11条 規程第12条第2項に定める登録の更新を希望する者は、所定の期間に取得した継続研鑽単位を記載した「資格更新申込書」を会長に提出しなければならない。
2. 登録の有効期間満了日までに登録の更新の申込みを行った者は、従前の登録から連続して登録の更新を受けることができる。
 3. 前項による更新を行わなかったために第14条第1項第2号により登録簿から抹消された者が登録を更新しようとする場合は、従前の登録の有効期間満了日の4年後の3月31日までの期間に限り、登録の更新の申込みを行うことができる。
 4. 特別の事由により期限を過ぎて登録の更新を申込み場合には第2項及び第3項の限りではない。資格委員会が認める特別の事由については別途定める。

(登録の更新)

- 第12条 第11条第1項により登録の更新の申込みを行った者は、資格委員会により所定の条件を満たすことが確認されるとこの資格を更新することができる。

(変更等の届出)

- 第13条 登録を受けた者は、第4条第1項第1号に掲げる事項について変更が生じた場合には、2週間以内に、登録証を添えて、別途定める手続きにより会長に届け出なければならない。
2. 登録を受けた者は、第4条第1項第2号に掲げる事項について変更が生じた場合には、2週間以内に、別途定める手続きにより会長に届け出なければならない。
 3. 会長は、第1項及び第2項の規定による変更の届出があった場合は、第7条に定める登録記載事項の該当する変更箇所を訂正するとともに、第1項の規定による変更にあつては、第8条第1項に規定する登録証を新たに交付するものとする。

(登録簿からの抹消)

- 第14条 会長は、第5条に基づく審査の結果、次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者を登録簿から抹消するものとする。
- (1) 登録、更新等の申請書類に関する重要な事項について虚偽の記載を行うことなどにより、第3条第1項第2号に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 第9条に規定する登録の有効期限を満了し、かつ登録を更新しなかったとき。
2. 第1項第1号の規定により登録簿からの抹消を受けた者は、遅滞なく登録証(及び携帯登録証を交付されている者にあつては、携帯登録証)を会長に返納しなければならない。
 3. 登録者が業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合に、「届出書」の提出をもって、登録簿から抹消するものとする。

る。

(登録簿等の閲覧等)

第15条 会長は、資格登録者が所属する組織の要請があった場合は、登録簿の写しを閲覧に供することができる。

2. 会長は、国、地方公共団体その他の道路交通技術関連の業務を発注する者から、正当な理由により登録者の名簿を求められた場合、登録者の名簿を開示することができる。

(登録等の手数料)

第16条 規程第11条に定める登録手数料は、次のとおりとする。

(1) 新規登録及び更新登録手数料(登録証を含む)

TOP 一般：金15,000円、学生：金7,000円

TOE 金20,000円

(2) 登録証の再発行手数料

TOP・TOE 金5,000円

(事務局及び事務業務代行者)

第17条 TOP・TOE資格試験事務局は下記に置くものとする。

一般社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

東京都千代田区神田錦町3-23

2. TOP・TOE資格試験事務局は、事務業務代行者を定め、本規則に定める業務を代行させることができる。
3. 第4条第1項及び第8条第2項に定める申請書の提出、第11条の各項に定める登録の更新の申込み、並びに第13条第1項及び第2項に定める届出は、第1項に定める事務局（前項により事務業務代行者を定めている場合にあつては、事務業務代行者）に対して行うものとする。

(規則に定めない事項等の処理)

第18条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、会長は資格委員会に諮って処理するものとする。

(附則)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

平成17年2月17日改定

平成17年4月18日改定

平成19年2月5日改定

平成19年7月17日改定

平成20年6月18日改定

平成20年12月2日改定

平成21年7月1日改定

平成23年4月1日改訂

平成23年7月1日改定